

総合計画コード 項目等	委員からの質問	担当課	担当課からの回答	請求資料	委員名
221 子どもたちが健 やかに育つ環 境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会実務者会議の参加者はどんな方たちですか。 ・子ども家庭総合支援拠点はどこに設置していますか。 ・市内に委託可能な里親は何か所ありますか ・里親はどのように選定されますか。 	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ・教育、医療、福祉、警察、児童相談所、民生委員など、子どもに関わる22の関係機関の、代表者や実務者で構成されています。 ・子ども家庭総合支援拠点はこども未来課に設置し、子育て世代包括支援センターと連携して支援にあたっています。 ・市内里親22世帯のうち、11世帯とショートステイ事業の委託契約を結んでいます。 ・里親の選定は、埼玉県が行う所定の研修を修了するほか、欠格事項に該当していない方で、埼玉県の審査会を経て登録となります。 	なし	青山委員
	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士や幼稚園教諭を講師に招いて、子どもがぐずった時の声かけ、対応の仕方等を気軽に相談できる茶話会等があると思うのですが行うことはできないですか。 	保育課	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する相談ができる場としては、市内8か所の子育て支援センターや公立保育園で月に2回開催の園庭開放などがあります。子育て支援センターでは、季節の行事など毎月楽しめるイベントも開催しております。保育士等の専門職員が対応していますので気軽にご利用いただくことができます。 	なし	青山委員
	<ul style="list-style-type: none"> ・悲惨な児童虐待で命を落とす子どもたちのニュースを聞くと、もう少し早くに何とかできないものかという気持ちになります。親権の問題もあるのかもしれませんが、児童相談所の対応が、あまり良くないと言えるのではないですか。体罰があっても親権者が強く出ると、戻ってしまうのはおかしいと感じます。児童相談所が強く出られない理由があるのですか。 	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ・市における児童相談業務の役割として、市民からの子育てに関する相談に応じること、児童虐待の未然防止や早期発見のために、要保護児童対策地域協議会の関係機関と連携し対応することなどがあげられます。 児童虐待が生じた場合、子どもの安全のために、地域における見守り体制を整え、児童虐待の状況に応じて児童相談所と連携し、対応していきたいと考えています。 また、児童相談所によると「児童虐待対応に関しては、こども未来課と連携して対応しています。児童福祉施設等から家庭復帰をする児童については、国が示すリスク評価基準をもとに援助方針会議を行い、判断を行います。また、児童の福祉を守るために必要な場合には、行政権限や司法判断に基づく対応を行っています。」とのことです。 	なし	菅沼委員
	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮や相談支援等が必要な児童や家庭は、どのように把握していますか。 ・過去5年間の養育支援訪問事業の典型的具体例を示してください。 	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校、保育所、市民、要保護児童対策地域協議会の関係機関から、気になる家庭の情報や児童虐待の通告などを受け、把握しています。 ・具体的な事例につきましては、個人情報に配慮する必要から差し控えさせていただきますが、若年妊婦、産後うつ状態や育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに強い不安や孤立感を抱える家庭に対し支援しています。 	過去5年間に把握した児童や家庭の数の推移を示すデータ(又はグラフ)	花輪委員
	<ul style="list-style-type: none"> (興味のあるテーマ) 気軽に相談できる体制、支援情報の共有、学童保育の利用拡大、教師や保育士へのサポート 	こども未来課 保育課	-	-	青山委員

総合計画コード 項目等	委員からの質問	担当課	担当課からの回答	請求資料	委員名
222 子育て家庭を支えるための環境整備	<p>・支援センターの利用者の令和7年度の目標が少なくなるのはなぜですか。 ・支援センターを周知するため、町内の掲示板にプラスチックにラミネートされたチラシなどにより、連絡先を常時掲示してはいかがでしょうか。</p>	保育課	<p>・令和7年度(最終年度)の目標には、第5次朝霞市総合計画後期基本計画に記載の目標値を記載しています。当該計画は、令和3年度から令和7年度までの5か年の計画であり、当該計画策定時の目標値を超えてご利用をいただいています。 ・子育て支援センターの周知については、市HPのほか子育てガイドブック等にて周知しております。掲示板への常時掲載は、市や他団体の事業の周知の場でもあることから、子育て支援センター情報の常時掲載は難しいものと考えます。</p>	なし	青山委員
	<p>・子ども食堂団体への側面的支援とはどんなことをされたのですか。</p>	こども未来課	<p>・本市では、子ども食堂5団体、フードパントリー団体5団体により構成される「こどもの居場所ネット」に対し、日頃の情報交換の他、広報のお手伝い、市職員や市内企業、市内団体等が行うフードドライブ活動とのコラボレーション、市民等からの寄付の取次など側面的な支援を行っています。なお、側面的な支援とは別に、令和3(2021)年度には、新型コロナウイルス感染症の拡大により、子ども食堂の継続に支障をきたしている状況が見受けられたことから、継続実施のための補助金を交付した経緯もあります。</p>	なし	青山委員
	<p>・子育て支援センターの子育て相談は来所又は電話ですが、メール、ライン等のツールを増やしていく予定はありますか。</p>	保育課	<p>・子育て相談は、原則として、市民を対象として実施していることから、不特定多数からの相談となる可能性があるメールやライン等のSNSで実施することは考えていません。また、保護者と対話しながら、子育てに関する悩みを明確化していますので、対話での相談を継続していきたいと考えます。</p>	なし	小島委員
	<p>・「子どもの貧困」の定義(具体的内容)は何ですか。 ・子どもの貧困は、どのように把握するのですか。また、それに対する対策支援の具体的内容は何ですか。</p>	こども未来課	<p>・「貧困」の定義は複数ものがありますが、「絶対的貧困」と「相対的貧困」に分かれ、絶対的貧困とは、人間として最低限の生存を維持することが困難な状態を指します。一方、相対的貧困とは、その国の文化水準、生活水準と比較して、困窮した状態を指します。「子どもの貧困」とは、相対的貧困にある18歳未満の子どもの存在及び生活状況のことを指しており、具体的な内容としましては食料や衣料を買うことができない、習い事に通うことができないなど、経済的な理由により大きく制限されることによるものでございます。 ・子どもの貧困の把握につきましては、第2期子ども・子育て支援事業計画策定において「子どもの生活に関するアンケート調査」を実施し、子どもの貧困の実態を把握しております。第2期計画では、子どもの貧困対策計画として、障害のある子どもと保護者への支援、ひとり親家庭等の支援、経済的困難を抱える家庭と保護者の支援、外国につながる子どもの保護者への支援と4つの柱を構成し、関係各課で行う事業等を位置付けております。なお、今年度、次期計画の策定に向けて、改めて「子どもの生活に関するアンケート調査」を実施することとしております。また、「こどもの貧困対策庁内連絡会議」を設置し、子どもの貧困対策に関する施策について情報共有等を行っております。</p>	過去5年間の「子どもの貧困」の事例の推移を示すデータ(又はグラフ)	花輪委員

総合計画コード 項目等	委員からの質問	担当課	担当課からの回答	請求資料	委員名
223 幼児期等の教育・保育の充実	・ファミリーサポートセンター利用について、説明会に参加が難しい場合のzoom等を利用したりモート参加や、オンライン説明会の実施は検討されていますか。	保育課	・合同での説明会は年3回開催しているほか、センター窓口での随時説明も実施しています。窓口に来ることが難しい場合は、自宅等に訪問して説明することもあります。オンラインでの説明の実施については、新型コロナウイルス感染症流行時に実施を検討しましたが、説明内容の共有等が困難であるとの理由から、実施を見送った経緯があります。また、説明を受けた後に、登録に必要な書類の提出が必要ですので、対面で説明を受けた方が、登録までの流れがスムーズであるため、現時点においては、オンラインの導入は考えていません。	なし	青山委員 小島委員
224 青少年の健全育成の充実	・青少年を守り育成する家は、どのように募集されてるのですか。 ・現在、協力している住宅、店舗、公共施設登録の割合はどうなっていますか。詳細を教えてください。 ・JKビジネスとはなんですか。朝霞市の青少年を巻き込んだ事件、事故は昨年度何件ありましたか。 ・青少年の地域社会への参加意識を高めることが大切とありますが、親世代も町内会に入る人が減っているなど、なかなか難しい点もあるのではと思います。子ども食堂や親子で参加出来るスポーツ、レクレーション、農業体験等の推進が有効だと思うのですがいかがですか。	こども未来課	・広報や市ホームページ、青少年育成市民会議で発行している機関紙「ひまわり」で募集の掲載をしているほか、募集チラシを公共施設に設置しています。また、毎年、市内小学校に学区ごとの位置図を配布し、全児童へ周知を図っております。 ・現在、ご協力いただいている件数は住宅130件、店舗297件、公共施設89施設の計516件で、割合としましては住宅25%、店舗58%、公共施設17%となっております。 ・JKビジネスとは、大都市の繁華街を中心に女子高生等によるマッサージ、会話やゲームを楽しませるなどの接客サービスを売り物とする営業のこととしております。昨年度の件数につきましては、朝霞警察署からの情報提供によると、朝霞警察署管内における犯罪少年は17人、触法少年は5人、不良行為少年321人、福祉犯罪事件は10件とのことでした。 ・市では、生涯学習や生涯スポーツの各種イベント、児童館イベント、青少年健全育成における親子ふれあい事業、農業体験や消費者教育に係るイベントなどを通じ、子どもたちの生きる力を育む機会を創出している他、地域ではNPO団体等や子ども食堂団体の活動などが行われています。今後こうした情報を必要な方にお届けできるよう、児童・生徒へのチラシ配布や市広報やホームページ、子育て応援サイト等を活用し、効果的な広報に努めていきたいと考えています。	青少年を守り育成する家に協力している住宅、店舗、公共施設等の登録割合を示す資料	青山委員
	・青少年を守り育成する家の数が減少傾向にあることの背景は何ですか。	こども未来課	・「青少年を守り育成する家」については、子どもたちのもしもの時の駆け込み場所として、主に小中学校の通学路周辺の住宅や店舗などの方に、ボランティアで担っていただいています。しかしながら、登録者の高齢化や就労、転出、店舗の閉店などから登録を辞退する申し出があり、年々減少する傾向にあります。しかしながら、青少年を家庭や地域で守っていくことは大変重要なことと認識しているため、引き続き広報等を通じ、協力いただける家庭の増加に努めていきます。	なし	花輪委員

総合計画コード 項目等	委員からの質問	担当課	担当課からの回答	請求資料	委員名
311 朝霞の次代を 担う人材の育成	・「規律ある態度」のアンケートとはどのような内容のアンケートなのでしょう。	教育指導課	アンケート項目は全部で12項目あり、それぞれができている(守ることができている)かどうかのアンケートです。 ①登下校時刻 ②授業開始時刻 ③靴そろえ ④整理整頓 ⑤あいさつ ⑥返事 ⑦ていねいな言葉づかい ⑧やさしい言葉づかい ⑨学習準備 ⑩話を聞き、発表する ⑪集団の場での態度 ⑫掃除・美化活動	「規律ある態度」のアンケート結果	青山委員
	・スクールカウンセラー、さわやか相談員、サポート相談員に対して、ゲートキーパー研修を実施していますか。	教育指導課	それぞれの職種について、ゲートキーパー研修と銘打っての研修は実施していません。ただ、専門職として、子どもの悩み等を把握する際の立場を踏まえた必要な研修は毎年実施しています。	なし	小島委員
	・「児童・生徒の規律ある態度」の定義(具体的内容)は何ですか。それは、具体的には、どのように把握するのですか。	教育指導課	子どもたちの基本的な生活習慣や学習習慣の中から、これだけは必ず身につけさせたい内容を具体的に設定したものです。 具体的には大きく6つの内容を設定しています。 ①時刻を守る ②身の回りの整理整頓をする ③進んであいさつや返事をする ④ていねいな言葉づかいをみにつける ⑤学習のきまりを守る ⑥生活のきまりを守る 把握は、毎年行われる埼玉県学力・学習状況調査に合わせてアンケート調査を行い、実態把握を行っています。	なし	花輪委員
	(興味のあるテーマ) 特別支援学級との交流、不登校児への対応	教育指導課	-	-	青山委員 菅沼委員

総合計画コード 項目等	委員からの質問	担当課	担当課からの回答	請求資料	委員名
313 質の高い教育を支える教育環境の整備充実	・教職員の就労時間(特に残業時間や休日出勤の時間など)は、一日平均何時間ですか。それは働き方改革の趣旨に沿ったレベルにおさまっていますか。	教育管理課	・県・市とも時間外在校等時間は月45時間以内、年360時間以内を目標にしています。全小中学校の平均値としては目標範囲内ですが、教職員個々に見ると差があるため、引き続き改善に努める必要があります。	過去5年間の教職員の就労時間の推移を示すデータ(又はグラフ)	花輪委員
314 学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進	・去年度活動された、学校応援団の方々はどんな分野の方々がいるのですか。また、どんな授業をされたのですか。普段お仕事されてる方は土曜日などの参加になるのですか。 ・コミュニティスクールとはどんな活動をされるのですか。	教育指導課	学校応援団には様々な経歴や技術をお持ちの方が登録されています。福祉や園芸、地域文化やスポーツ・芸術などです。職をリタイアされた方も多く、平日にも多くの方に協力していただいています。 コミュニティスクールでは、学校が抱える課題等について運営委員による熟議を通して、対応策を検討し、校長とともに学校運営をしております。	なし	青山委員
	・学校応援団の授業や部活動の典型的(又は顕著な)具体的事例には、どのようなものがありますか。その貢献に対する報酬はどうなっていますか。	教育指導課	小学校家庭科でのミシンの授業の際の補助、生活科での昔遊び体験や花植えや水やりの補助、総合的学習の時間のテーマ(福祉や環境等)に沿った内容の指導などが挙げられる。 中学校の部活動指導は、各校部活動の専門的技術指導等が挙げられる。	なし	花輪委員
331 スポーツ・レクリエーション活動の推進	・体育館でやっているサークルはコンパスに載せられないのですか。また、コンパスにサークルの詳細も載せられるスペースがあると思うのですが、可能ですか。 ・小学校のバレーボールのポール、網などが、とても古くなっていると感じました。各所のスポーツ道具の点検などはしているのですか。	生涯学習・スポーツ課	・体育館で活動するサークル情報については、大変多くあります。また、サークルの詳細の掲載についてですが、コンパスは限られた紙面の中で、工夫しながら構成を行い、情報掲載に努めていますので、新たにスペースを設けることは難しいものと考えます。 ・学校体育施設開放利用者に対し、利用者日誌において道具の不具合も含めて報告を求めている、記載内容を随時確認することで不具合の把握に努めるほか、学校施設所管課との情報共有に努めています。	なし	青山委員
	・指標に「週1回以上スポーツを行っている人の割合(%)」が「0」又は「空欄」になっているのは何故ですか。	生涯学習・スポーツ課	・アンケート調査については、不定期で実施しており、該当する年度については、未実施のため「0」又は「-」と記載しています。なお、第2期朝霞市スポーツ振興計画を策定するにあたっての調査では、週1回以上スポーツをする人の割合として、令和元年度48.4%、平成28年度は48.1%という数値がございます。 今後におきましても、上記計画の計画期間(令和3年度から令和12年度)中間地点である令和7年度に、取組内容の中間評価として「スポーツ実態調査」を行う予定です。	なし	花輪委員
	(興味のあるテーマ) 体験教室の多様化	生涯学習・スポーツ課	-	-	-

総合計画コード 項目等	委員からの質問	担当課	担当課からの回答	請求資料	委員名
611 人権教育・啓発 活動	<p>・パートナーシップ、ファミリーシップ制度の実施にともない、行政サービス以外の民間サービスは現在のどの程度受けられるのですか。 ・また、利用できる民間サービスを増やすため、民間企業等にアプローチする予定はありますか。</p>	人権庶務課	<p>・民間サービスについては、企業等の判断でサービスの提供が行われており、調べた範囲では、携帯電話の家族割引サービス等の適用や、生命保険の受取人として指定が可能となる等のサービスがあります。 ・制度開始に際し、市内の病院(4か所)や商工会を訪問し、協力依頼を行いました。今後も引き続き、市内民間企業等に対し、制度の周知啓発を行っていきます。</p>	なし	小島委員
	<p>・人権に関する研修会・講演会(庁内人権問題研修推進員研修会・企業人権教育研修会・公民館人権教育講座・人権教育研修会・人権問題講演会)のテーマは何でしたか。講師はどなたでしたか。</p>	生涯学習・スポーツ課	<p>・◎庁内人権問題研修推進員研修会(職員研修) テーマ:「同和問題」、「多様な性」 講師:人権庶務課職員</p> <p>・◎市民人権教育研修会 テーマ:「女を修理する男」 ※上映会:コンゴ民主共和国の医師、デニ・ムクウェゲ氏の活動を描いたドキュメンタリー映画の上映 ◎企業人権教育研修会 テーマ:「発達障害を持つ人の就労と職業定着の支援」 講師:梅永 雄二 氏</p> <p>◎人権問題講演会 テーマ:「ヤングケアラー当事者の人生から考える支援の方法」 講師:宮崎 成悟 氏</p> <p>◎公民館人権教育講座 テーマ:「見た目」の差別 講師:外川 浩子 氏</p>	なし	花輪委員
	<p>・朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の反響はいかがですか。</p>	人権庶務課	<p>・パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入に伴い、実施したパブリック・コメントでは、4名(17件)の方からご意見をいただきました。また、令和5年5月19日時点で、1件のパートナーシップの届出を受領しました。</p>	朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に向けてのパブリックコメントの代表例	花輪委員

令和4年度 朝霞市における児童虐待相談・通告状況について

資料2-4

①虐待通告受理件数(疑い含む、児童数) (人)

	被虐待児	虐待種類別内訳				
		身体的	性的	心理的	ネグレクト	※2 不明
平成30年度	247	68 27.5%	3 1.2%	126(74) 51.0%	50 20.3%	0 0%
令和元年度	311	85 27.3%	2 0.6%	155(102) 49.8%	69 22.3%	0 0%
令和2年度	276	95 34.4%	2 0.7%	150(116) 54.3%	29 10.6%	0 0%
令和3年度	319	108 33.9%	5 1.6%	159(120) 49.8%	47 14.7%	0 0%
令和4年度	309	113 36.6%	3 1.0%	*147(65) 47.6%	46 14.8%	0 0%

※1 心理的虐待のうち、()内の数字がDVIによる心理的虐待。

※2 不明には、判断がつかねるものの他に、調査中のものも含む。

図1 相談件数と虐待種類別内訳

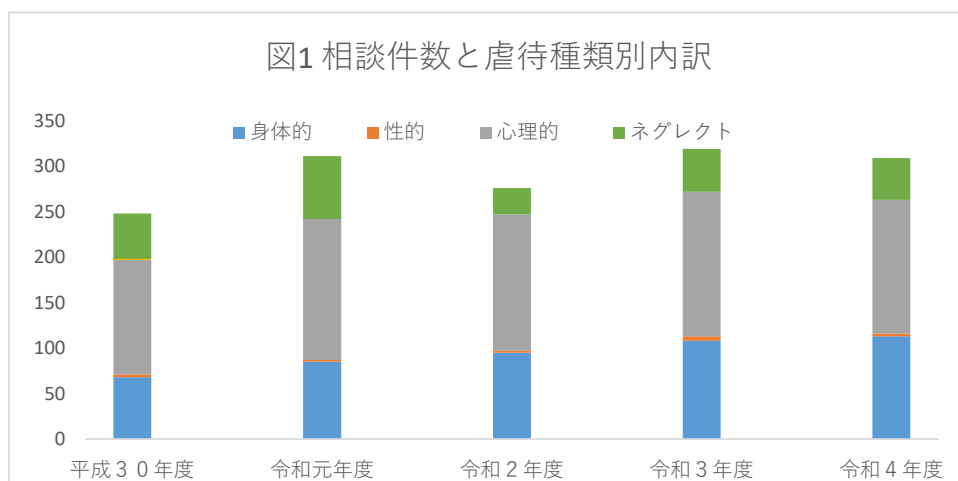
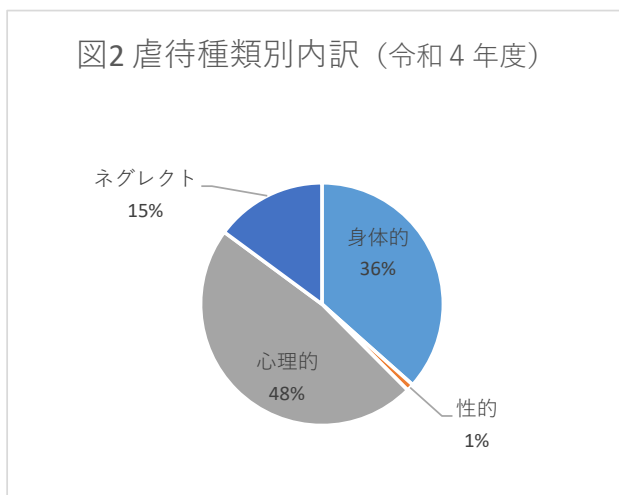


図2 虐待種類別内訳 (令和4年度)

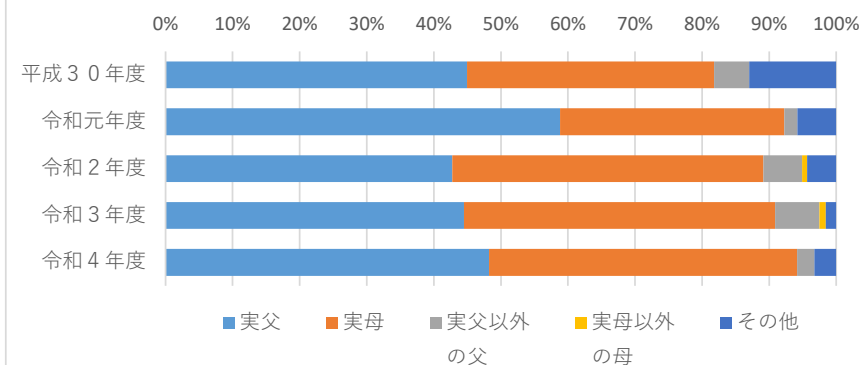


②主な虐待者

(人)

	実父	実母	実父以外の父	実母以外の母	その他	計
平成30年度	111	91	13	0	32	247
令和元年度	183	104	6	0	18	311
令和2年度	118	128	16	2	12	276
令和3年度	142	148	21	3	5	319
令和4年度	149	142	8	0	10	309

図3 主な虐待者



③児童相談対応件数

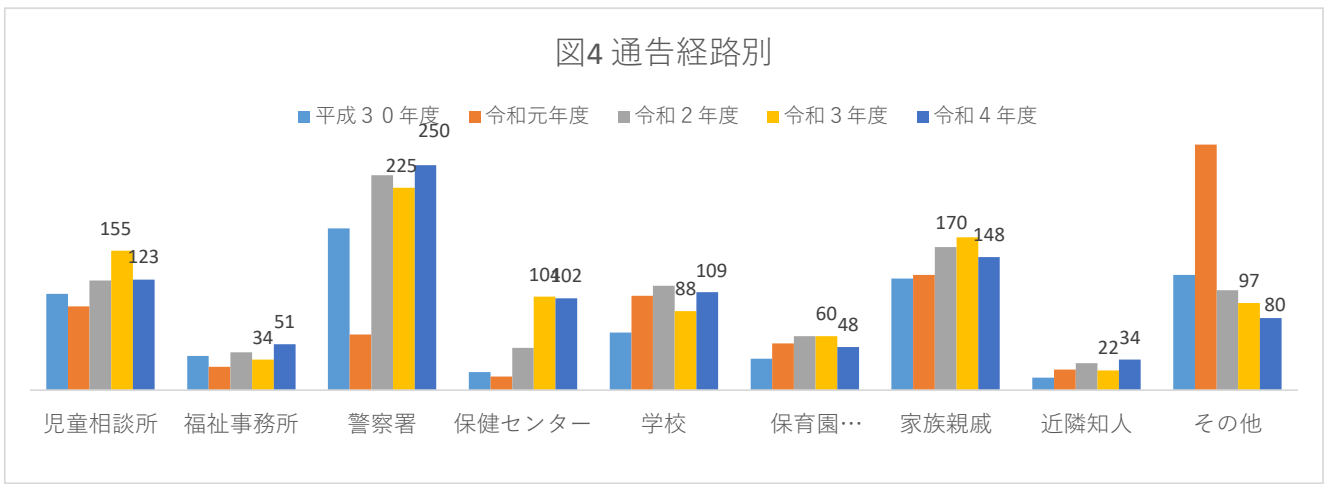
	実児童数		
	虐待相談	養護相談等 (虐待以外)	合計
平成30年度	247人	463人	710人
令和元年度	311人	466人	777人
令和2年度	276人	650人	926人
令和3年度	319人	636人	955人
令和4年度	309人	636人	945人
	96.9%	100.0%	99.0%

④通告経路別

(人)

	児童相談所	福祉事務所	警察署	保健センター	学校	保育園 幼稚園等	家族親戚	近隣知人	その他	計
平成30年度	107	38	180	20	64	35	124	14	128	710
令和元年度	93	26	62	15	105	52	128	23	273	777
令和2年度	122	42	239	47	116	60	159	30	111	926
令和3年度	155	34	225	104	88	60	170	22	97	955
令和4年度	123	51	250	102	109	48	148	34	80	945

図4 通告経路別



⑤会議開催(要保護児童対策地域協議会)

	代表者会議	実務者会議	臨時 代表者実務者会議	個別支援会議	
	回数	回数	回数	回数	件数
平成30年度	1回	6回	0回	57回	39件
令和元年度	1回	6回	0回	55回	41件
令和2年度	1回	6回	0回	43回	23件
令和3年度	1回	6回	0回	50回	43件
令和4年度	1回	6回	0回	39回	32件

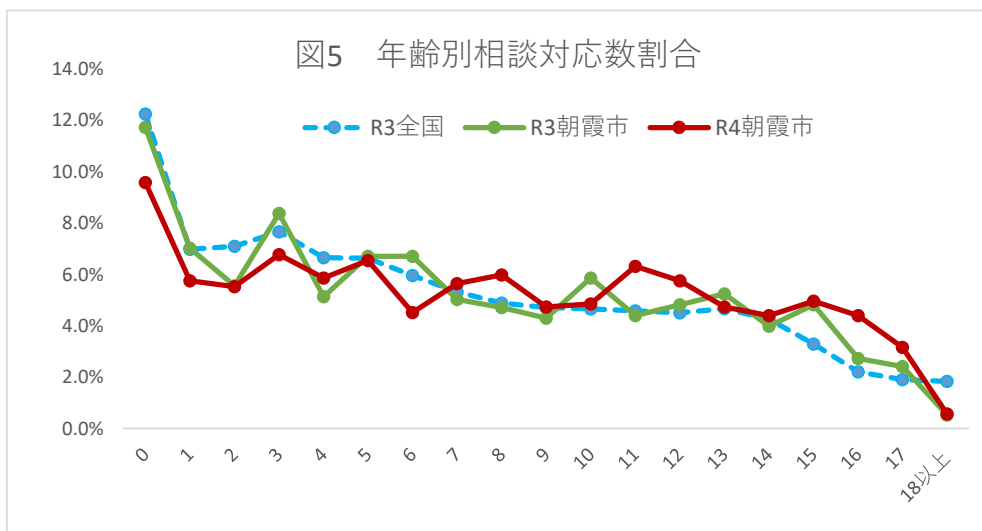
⑥一時保護件数

	延件数	実児童数
平成30年度	32	28
令和元年度	48	42
令和2年度	56	33
令和3年度	39	27
令和4年度	38	33

⑦年齢別相談対応数

年 齢	実児童数			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0 歳	53(13)	62(7)	112(18)	97(13)
1 歳	50(15)	55(17)	67(17)	53(19)
2 歳	58(17)	66(12)	53(17)	55(16)
3 歳	58(20)	58(16)	80(27)	59(17)
4 歳	57(19)	69(20)	49(11)	53(15)
5 歳	47(22)	61(18)	64(17)	61(15)
6 歳	50(20)	53(15)	64(23)	46(13)
7 歳	42(18)	55(16)	48(13)	49(16)
8 歳	48(20)	43(13)	45(15)	57(15)
9 歳	36(18)	53(22)	41(18)	50(26)
10 歳	31(12)	60(15)	56(27)	45(20)
11 歳	51(23)	45(17)	42(20)	57(15)
12 歳	32(10)	54(20)	46(18)	54(24)
13 歳	36(17)	47(14)	50(25)	44(18)
14 歳	38(21)	39(13)	38(13)	43(15)
15 歳	25(14)	51(18)	46(16)	46(19)
16 歳	31(15)	23(8)	26(15)	42(21)
17 歳	22(11)	23(12)	23(9)	29(11)
18歳以上	12(6)	9(3)	5(0)	5(1)
合 計	777(311)	926(276)	955(319)	945(309)

※()内の数字は、相談対応した全児童数のうち、相談種別が虐待であったものの数。



(2) 子どもの生活に関するアンケート調査

地域における子どもの貧困の実態を把握し、必要な支援を第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画に位置付けることを目的として調査を実施しました。

調査の概要

◆調査の種類・調査方法

調査の種類	調査対象	対象数	調査方法
小学5年生	市内公立小学校の5年生とその保護者 (10小学校、2クラスずつ)	各949人	学校配布-学校回収
中学2年生	市内公立中学校の2年生とその保護者 (5中学校、3クラスずつ)	各600人	
公的扶助 受給世帯※	公的扶助を受給する世帯の保護者	821人	郵送配布-郵送回収

※公的扶助受給世帯には、児童扶養手当やひとり親家庭等医療の受給資格がある世帯で、世帯員の所得状況により、児童扶養手当を受給していない世帯も含まれています。

◆調査期間

学校配布-回収(小・中学校) 平成31(2019)年1月10日(木)～平成31(2019)年1月28日(月)
 郵送配布-回収(公的扶助受給世帯) 平成30(2018)年12月28日(金)～平成31(2019)年1月28日(月)

◆回収状況

調査の種類		配布数	有効回収数	有効回収率
小学5年生	児童	949人	868人	91.5%
	保護者	949人	867人	91.4%
中学2年生	生徒	600人	475人	79.2%
	保護者	600人	498人	83.0%
公的扶助受給世帯		821人	255人	31.1%

◆生活困難度を軸として分析

この調査では以下の2つの要素を用いて生活困難度層の定義を行い、家庭の生活困難の度合いが基本的な生活における課題や子どもの育ちに影響する度合いについて分析を行いました。分析には下記「生活困難層」「中間層」「非該当層」の分類を用いています。

要素1 世帯員人数別に区分を設定した世帯の可処分所得水準により分類Ⅰ～Ⅵに振り分け。

要素2 さらに、分類Ⅲについて、「過去1年間に買えなかった・支払えなかった経験」に関する7項目(①食料、②衣類、③電話料金、④電気料金、⑤ガス料金、⑥水道料金、⑦家賃)のうち2項目以上該当するものを生活困難層に振り分け。

※①食料、②衣類は「よくあった」「ときどきあった」のいずれかの場合

世帯員 人数	生活困難層		中間層		非該当層		(参 考) 国の貧困線 基準	
	分類Ⅰ	分類Ⅱ	分類Ⅲ		分類Ⅳ	分類Ⅴ		分類Ⅵ
			要素2が 2つ以上	要素2が 1つ以下				
1人	60万円未満	120万円未満	180万円未満	240万円未満	300万円未満	300万円以上	122万円	
2人	85万円未満	175万円未満	260万円未満	345万円未満	430万円未満	430万円以上	173万円	
3人	105万円未満	210万円未満	315万円未満	420万円未満	525万円未満	525万円以上	211万円	
4人	120万円未満	245万円未満	365万円未満	485万円未満	605万円未満	605万円以上	244万円	
5人	135万円未満	275万円未満	410万円未満	545万円未満	680万円未満	680万円以上	273万円	
6人	150万円未満	300万円未満	450万円未満	600万円未満	750万円未満	750万円以上	299万円	
7人	160万円未満	325万円未満	485万円未満	645万円未満	805万円未満	805万円以上	323万円	
8人	175万円未満	345万円未満	520万円未満	695万円未満	870万円未満	870万円以上	345万円	
9人	185万円未満	365万円未満	550万円未満	735万円未満	920万円未満	920万円以上	366万円	

この分析は、埼玉県が実施した「子どもの生活に関する調査」(平成30(2018)年度)の分析手法に準じて行っており、調査結果について埼玉県と比較した朝霞市の傾向についても掲載しています。

①子育て家庭の経済的状況

調査結果

●可処分所得水準(世帯の人数別)と食料・衣類を購入できなかった経験や公共料金等を支払えなかった経験により家庭の経済的状況を3つに分類すると、経済的困難を抱えると想定される「生活困難層」の家庭は小学5年生で6.0%、中学2年生で5.0%程度と想定されます。埼玉県の調査では、「生活困難層」は小学5年生で9.4%、中学2年生で10.0%となっており、朝霞市では埼玉県と比べて「生活困難層」の割合は低くなっていますが、経済的困難を抱えている家庭が一定数存在することが明らかになりました。

生活困難度の分布

	調査数	生活困難層	中間層	非該当層
小学5年生	n=856	48 (6.0%)	140 (16.0%)	668 (78.0%)
中学2年生	n=401	19 (5.0%)	67 (17.0%)	315 (79.0%)

調査結果

●保護者の就労状況として母親については、全体では「パート・アルバイト」が小学5年生で46.0%、中学2年生で53.3%と特に多くなっています。「生活困難層」では「パート・アルバイト」が全体よりも10ポイント以上高くなっています。父親については、全体では「正社員・正規職員」が小学5年生で82.4%、中学2年生で83.7%ですが、「生活困難層」では「自営業・家業」が高くなり、「正社員・正規職員」は30%を下回っています。また、小学5年生では「働いていない」が16.0%となっています。

保護者の就労状況

【母親】

【父親】

	調査数	正社員・正規職員	パート・アルバイト	非正規職員	人材派遣会社社員	自営業・家業	その他の職業	働いていない	上段(人)		下段(%)								
									調査数	正社員・正規職員	パート・アルバイト	非正規職員	人材派遣会社社員	自営業・家業	その他の職業	働いていない	無回答		
小学5年生	全体	815	151	375	34	19	33	18	177	8	774	638	6	7	-	100	9	5	9
	生活困難層	42	3	25	2	1	2	1	7	1	25	7	3	1	-	100.0	82.4	0.8	0.9
	中間層	132	22	63	2	2	8	2	30	3	117	87	2	1	-	100.0	28.0	12.0	4.0
	非該当層	641	126	287	30	16	23	15	140	4	632	544	1	5	-	100.0	74.4	1.7	0.9
中学2年生	全体	383	73	204	17	9	17	5	58	-	362	303	1	7	-	100.0	83.7	0.3	1.9
	生活困難層	18	2	12	-	2.3	4.4	1.3	15.1	-	7	2	-	-	-	100.0	86.1	0.2	0.8
	中間層	64	8	37	3	-	2	1	13	-	60	47	-	3	-	100.0	28.6	-	-
	非該当層	301	63	155	14	9	13	4	43	-	295	254	1	4	-	100.0	78.3	-	5.0

【子どもの生活に関するアンケート調査】

調査結果

- お金の足りなくて食料や衣料を買えなかった経験が「よくあった」家庭は全体では小学5年生、中学2年生ともに2%程度ですが、「生活困難層」の小学5年生で27.1%、中学2年生で36.8%となっています。
- 過去1年間に経済的な理由のために公共料金等を支払えなかった経験が「あった」家庭は、『電話料金』で全体では小学5年生、中学2年生ともに2%程度ですが、「生活困難層」では小学5年生、中学2年生ともに20%を超えています。『電気料金』『ガス料金』『税金・国民健康保険税』でも同様の結果となっています。

お金の足りなくて、家族が必要とする食料
または衣類が買えない経験の有無

過去1年間に経済的な理由のために
『電話料金』を支払えなかった経験

		調査数	上段(人) 下段(%)			無回答
			よくあった	ときどきあった	なかった	
小学5年生	全体	856	18	63	763	12
		100.0	2.1	7.4	89.1	1.4
	生活困難層	48	13	14	21	-
		100.0	27.1	29.2	43.8	-
中学2年生	全体	401	11	40	341	9
		100.0	2.7	10.0	85.0	2.2
	生活困難層	19	7	2	10	-
		100.0	36.8	10.5	52.6	-
小学5年生	中間層	140	2	20	117	1
		100.0	1.4	14.3	83.6	0.7
	非該当層	668	3	29	625	11
		100.0	0.4	4.3	93.6	1.6
中学2年生	全体	401	11	40	341	9
		100.0	2.7	10.0	85.0	2.2
	生活困難層	19	7	2	10	-
		100.0	36.8	10.5	52.6	-
小学5年生	中間層	67	2	11	53	1
		100.0	3.0	16.4	79.1	1.5
	非該当層	315	2	27	278	8
		100.0	0.6	8.6	88.3	2.5

		調査数	上段(人) 下段(%)			無回答
			あった	なかった	払う必要がない (該当しない)	
小学5年生	全体	856	22	812	11	11
		100.0	2.6	94.9	1.3	1.3
	生活困難層	48	10	36	1	1
		100.0	20.8	75.0	2.1	2.1
中学2年生	全体	401	11	375	5	10
		100.0	2.7	93.5	1.2	2.5
	生活困難層	19	5	13	1	-
		100.0	26.3	68.4	5.3	-
小学5年生	中間層	140	3	133	3	1
		100.0	2.1	95.0	2.1	0.7
	非該当層	668	9	643	7	9
		100.0	1.3	96.3	1.0	1.3
中学2年生	全体	401	11	375	5	10
		100.0	2.7	93.5	1.2	2.5
	生活困難層	19	5	13	1	-
		100.0	26.3	68.4	5.3	-
小学5年生	中間層	67	2	65	-	-
		100.0	3.0	97.0	-	-
	非該当層	315	4	297	4	10
		100.0	1.3	94.3	1.3	3.2

調査結果

- 将来の教育費の準備状況は、「十分準備できている」は全体では小学5年生、中学2ともに10%程度、「準備を始めている」は小学5年生65.8%、中学2年生61.8%となっています。「まったく準備ができていない」は「生活困難層」で小学5年生66.7%、中学2年生47.4%と高くなっています。

将来の教育費の準備状況

		調査数	上段(人) 下段(%)			無回答
			十分準備できている	準備を始めている	てまいたくなく準備ができ	
小学5年生	全体	856	92	563	181	20
		100.0	10.7	65.8	21.1	2.3
	生活困難層	48	2	13	32	1
		100.0	4.2	27.1	66.7	2.1
中学2年生	全体	401	53	248	84	16
		100.0	13.2	61.8	20.9	4.0
	生活困難層	19	1	9	9	-
		100.0	5.3	47.4	47.4	-
小学5年生	中間層	140	2	81	55	2
		100.0	1.4	57.9	39.3	1.4
	非該当層	668	88	469	94	17
		100.0	13.2	70.2	14.1	2.5
中学2年生	全体	401	53	248	84	16
		100.0	13.2	61.8	20.9	4.0
	生活困難層	19	1	9	9	-
		100.0	5.3	47.4	47.4	-
小学5年生	中間層	67	1	37	29	-
		100.0	1.5	55.2	43.3	-
	非該当層	315	51	202	46	16
		100.0	16.2	64.1	14.6	5.1

②生活・子育ての状況

調査結果

- 家庭での子どもと保護者の関わりの状況は、<お子さんができたことや頑張ったことをほめて、一緒に喜ぶ>が「毎日ある」の割合は、小学5年生、中学2年生ともに20%程度となっています。小学5年生の生活困難層では「毎日ある」の割合は全体と同程度であり、中間層でやや低くなっています。
- <お子さんの学校での出来事について、じっくり耳を傾けて応じる>が「毎日ある」の割合は、小学5年生で44.9%、中学2年生で34.4%となっています。小学5年生の生活困難層では「毎日ある」の割合は全体より9.5ポイント低く、中間層でも7.8ポイント低くなっています。生活困難層では「週に1日～2日」が41.7%と高くなっています。

家庭での子どもと保護者の関わりの状況

お子さんができたことや頑張ったことをほめて、一緒に喜ぶ

お子さんの学校での出来事について、じっくり耳を傾けて応じる

	調査数	毎日ある	上段(人) 下段(%)				無回答
			週に3日 ～4日	週に1日 ～2日	まったく ない		
小学5年生	全体	856	205	363	265	14	9
		100.0	23.9	42.4	31.0	1.6	1.1
	生活困難層	48	11	24	11	2	-
		100.0	22.9	50.0	22.9	4.2	-
中間層	140	24	65	44	7	-	
	100.0	17.1	46.4	31.4	5.0	-	
非該当層	668	170	274	210	5	9	
	100.0	25.4	41.0	31.4	0.7	1.3	
中学2年生	全体	401	80	123	179	13	6
		100.0	20.0	30.7	44.6	3.2	1.5
	生活困難層	19	5	3	8	2	1
		100.0	26.3	15.8	42.1	10.5	5.3
中間層	67	14	22	27	4	-	
	100.0	20.9	32.8	40.3	6.0	-	
非該当層	315	61	98	144	7	5	
	100.0	19.4	31.1	45.7	2.2	1.6	

	調査数	毎日ある	上段(人) 下段(%)				無回答
			週に3日 ～4日	週に1日 ～2日	まったく ない		
小学5年生	全体	856	384	302	153	9	8
		100.0	44.9	35.3	17.9	1.1	0.9
	生活困難層	48	17	10	20	1	-
		100.0	35.4	20.8	41.7	2.1	-
中間層	140	52	58	26	3	1	
	100.0	37.1	41.4	18.6	2.1	0.7	
非該当層	668	315	234	107	5	7	
	100.0	47.2	35.0	16.0	0.7	1.0	
中学2年生	全体	401	138	125	121	12	5
		100.0	34.4	31.2	30.2	3.0	1.2
	生活困難層	19	5	6	7	1	-
		100.0	26.3	31.6	36.8	5.3	-
中間層	67	21	19	24	3	-	
	100.0	31.3	28.4	35.8	4.5	-	
非該当層	315	112	100	90	8	5	
	100.0	35.6	31.7	28.6	2.5	1.6	

調査結果

- 子育てについての悩みがある割合（何らかの悩みの項目に○をつけた人の割合）は、全体では小学5年生、中学2年生ともに55%程度ですが、「生活困難層」では小学5年生、中学2年生ともに60%を超えており、「生活困難層」で悩みを抱える割合が高くなっています。悩みの内容は、「生活困難層」でも「子どもとの関わり方」が高くなっています。

【子どもの生活に関するアンケート調査】

子育てについての悩み

上段(人)
下段(%)

	調査数	子どもと過ごす時間が持てない	子どもとの関わり方	子どもの病気や障害	子どもの反抗や暴言・暴力	子どもの不登校やひきこもり	子どもの友達関係やいじめ	他の保護者との関係	学校の先生との関係	家族間での教育方針の違い	その他	特に悩みはない	無回答	
		上段(人) 下段(%)	上段(人) 下段(%)	上段(人) 下段(%)	上段(人) 下段(%)	上段(人) 下段(%)	上段(人) 下段(%)	上段(人) 下段(%)	上段(人) 下段(%)	上段(人) 下段(%)	上段(人) 下段(%)	上段(人) 下段(%)	上段(人) 下段(%)	
小学5年生	全体	856 100.0	107 12.5	224 26.2	68 7.9	105 12.3	17 2.0	90 10.5	58 6.8	21 2.5	50 5.8	70 8.2	360 42.1	20 2.3
	生活困難層	48 100.0	9 18.8	13 27.1	6 12.5	6 12.5	- -	3 6.3	5 10.4	1 2.1	2 4.2	4 8.3	18 37.5	1 2.1
	中間層	140 100.0	25 17.9	41 29.3	13 9.3	27 19.3	4 2.9	13 9.3	10 7.1	2 1.4	9 6.4	6 4.3	50 35.7	3 2.1
	非該当層	668 100.0	73 10.9	170 25.4	49 7.3	72 10.8	13 1.9	74 11.1	43 6.4	18 2.7	39 5.8	60 9.0	292 43.7	16 2.4
中学2年生	全体	401 100.0	35 8.7	91 22.7	19 4.7	40 10.0	5 1.2	33 8.2	17 4.2	24 6.0	28 7.0	57 14.2	175 43.6	12 3.0
	生活困難層	19 100.0	4 21.1	6 31.6	1 5.3	4 21.1	- -	4 21.1	3 15.8	- -	- -	1 5.3	7 36.8	- -
	中間層	67 100.0	5 7.5	17 25.4	3 4.5	4 6.0	1 1.5	8 11.9	5 7.5	5 7.5	3 4.5	12 17.9	22 32.8	3 4.5
	非該当層	315 100.0	26 8.3	68 21.6	15 4.8	32 10.2	4 1.3	21 6.7	9 2.9	19 6.0	25 7.9	44 14.0	146 46.3	9 2.9

調査結果

●子育てについての相談相手・相談先として<子どもの勉強や学校に関する相談>は、全体では「家族」が小学5年生 81.0%、中学2年生 72.6%、「身近な人」が小学5年生 67.2%、中学2年生 67.3%、「子どもが通う学校の先生」が小学5年生 37.6%、中学2年生 37.9%となっています。「生活困難層」では小学5年生では「身近な人」「子どもが通う学校の先生」で全体よりも10ポイント以上低くなっています。<子どもの健康や発育に関する相談>は、全体では「家族」が小学5年生、中学2年生ともに80%を超えています。が、「生活困難層」では小学5年生で68.8%、中学2年生で78.9%となっています。

子育てについての相談相手・相談先

子どもの勉強や学校に関する相談

子どもの健康や発育に関する相談

	調査数	せきなど	家族(配偶者や自分)	身近な人(友人や同)	先生が通う学校の	市役所・福祉事務所	相談できる人はいない	無回答
		上段(人) 下段(%)	上段(人) 下段(%)	上段(人) 下段(%)	上段(人) 下段(%)	上段(人) 下段(%)	上段(人) 下段(%)	上段(人) 下段(%)
小学5年生	全体	856 100.0	693 81.0	575 67.2	322 37.6	8 0.9	13 1.5	6 0.7
	生活困難層	48 100.0	36 75.0	26 54.2	12 25.0	- -	1 2.1	- -
	中間層	140 100.0	107 76.4	90 64.3	53 37.9	- -	3 2.1	1 0.7
	非該当層	668 100.0	550 82.3	459 68.7	257 38.5	8 1.2	9 1.3	5 0.7
中学2年生	全体	401 100.0	291 72.6	270 67.3	152 37.9	5 1.2	9 2.2	10 2.5
	生活困難層	19 100.0	13 68.4	16 84.2	3 15.8	- -	1 5.3	- -
	中間層	67 100.0	42 62.7	35 52.2	24 35.8	1 1.5	4 6.0	4 6.0
	非該当層	315 100.0	236 74.9	219 69.5	125 39.7	4 1.3	4 1.3	6 1.9

	調査数	せきなど	家族(配偶者や自分)	身近な人(友人や同)	先生が通う学校の	市役所・福祉事務所	相談できる人はいない	無回答
		上段(人) 下段(%)	上段(人) 下段(%)	上段(人) 下段(%)	上段(人) 下段(%)	上段(人) 下段(%)	上段(人) 下段(%)	上段(人) 下段(%)
小学5年生	全体	856 100.0	725 84.7	544 63.6	100 11.7	66 7.7	17 2.0	12 1.4
	生活困難層	48 100.0	33 68.8	27 56.3	3 6.3	2 4.2	2 4.2	2 4.2
	中間層	140 100.0	117 83.6	84 60.0	19 13.6	10 7.1	3 2.1	1 0.7
	非該当層	668 100.0	575 86.1	433 64.8	78 11.7	44 6.6	12 1.8	9 1.3
中学2年生	全体	401 100.0	330 82.3	239 59.6	44 11.0	21 5.2	11 2.7	8 2.0
	生活困難層	19 100.0	15 78.9	12 63.2	1 5.3	- -	1 5.3	- -
	中間層	67 100.0	49 73.1	34 50.7	6 9.0	4 6.0	3 4.5	3 4.5
	非該当層	315 100.0	266 84.4	193 61.3	37 11.7	17 5.4	7 2.2	5 1.6

調査結果

●子育てについての相談相手・相談先として<子どもの問題行動やしつけに関する相談>は、全体では「家族」が小学5年生、中学2年生ともに80%を超えていますが、「生活困難層」では小学5年生で75.0%、中学2年生で68.4%となっています。

子育てについての相談相手・相談先

子どもの問題行動やしつけに関する相談

		調査数	せの家族（配偶者や自親分 せきなど）	僚身近な人（友人や同 域の人など）	先子どもが通う学校の 先生	の所市役所、福祉事務所 行政児童相談窓口など	い相談できる人はいな い	無回答	
								上段(人)	下段(%)
小学5年生	全体	856	737	539	187	23	21	10	
		100.0	86.1	63.0	21.8	2.7	2.5	1.2	
	生活困難層	48	36	26	3	1	3	3	
		100.0	75.0	54.2	6.3	2.1	6.3	6.3	
中学2年生	全体	401	325	241	73	10	15	7	
		100.0	81.0	60.1	18.2	2.5	3.7	1.7	
	生活困難層	19	13	12	1	-	2	-	
		100.0	68.4	63.2	5.3	-	10.5	-	
小学5年生	中間層	140	118	93	34	3	5	1	
		100.0	84.3	66.4	24.3	2.1	3.6	0.7	
	非該当層	668	583	420	150	19	13	6	
		100.0	87.3	62.9	22.5	2.8	1.9	0.9	
中学2年生	全体	401	325	241	73	10	15	7	
		100.0	81.0	60.1	18.2	2.5	3.7	1.7	
	生活困難層	19	13	12	1	-	2	-	
		100.0	68.4	63.2	5.3	-	10.5	-	
小学5年生	中間層	67	49	36	9	2	5	3	
		100.0	73.1	53.7	13.4	3.0	7.5	4.5	
	非該当層	315	263	193	63	8	8	4	
		100.0	83.5	61.3	20.0	2.5	2.5	1.3	

調査結果

●公的機関への相談状況として<市役所・福祉事務所の窓口>に「相談する」は全体では小学5年生40.1%、中学2年生39.7%となっています。「生活困難層」では、小学5年生では全体と大きな差はみられませんが、中学2年生では「相談する」が26.3%と少なくなっています。<子育て支援センター・子育て支援拠点>に「相談する」は全体では小学5年生、中学2年生ともに20%程度となっています。「生活困難層」では、小学5年生で「相談する」が27.1%とやや高くなっています。

公的機関への相談状況

市役所・福祉事務所の窓口

		調査数	相談する	相談しない	無回答
小学5年生	全体	856	343	493	20
		100.0	40.1	57.6	2.3
	生活困難層	48	19	28	1
		100.0	39.6	58.3	2.1
中学2年生	全体	401	159	227	15
		100.0	39.7	56.6	3.7
	生活困難層	19	5	13	1
		100.0	26.3	68.4	5.3
小学5年生	中間層	140	48	89	3
		100.0	34.3	63.6	2.1
	非該当層	668	276	376	16
		100.0	41.3	56.3	2.4
中学2年生	全体	401	159	227	15
		100.0	39.7	56.6	3.7
	生活困難層	19	5	13	1
		100.0	26.3	68.4	5.3
小学5年生	中間層	67	26	38	3
		100.0	38.8	56.7	4.5
	非該当層	315	128	176	11
		100.0	40.6	55.9	3.5

子育て支援センター・子育て支援拠点

		調査数	相談する	相談しない	無回答
小学5年生	全体	856	192	627	37
		100.0	22.4	73.2	4.3
	生活困難層	48	13	32	3
		100.0	27.1	66.7	6.3
中学2年生	全体	401	85	294	22
		100.0	21.2	73.3	5.5
	生活困難層	19	2	16	1
		100.0	10.5	84.2	5.3
小学5年生	中間層	140	27	107	6
		100.0	19.3	76.4	4.3
	非該当層	668	152	488	28
		100.0	22.8	73.1	4.2
中学2年生	全体	401	85	294	22
		100.0	21.2	73.3	5.5
	生活困難層	19	2	16	1
		100.0	10.5	84.2	5.3
小学5年生	中間層	67	13	50	4
		100.0	19.4	74.6	6.0
	非該当層	315	70	228	17
		100.0	22.2	72.4	5.4

【子どもの生活に関するアンケート調査】

調査結果

●公的機関への相談状況として<子どもが通う保育園、幼稚園、学校の先生>に「相談する」は全体では小学5年生 60.7%、中学2年生 56.9%となっています。「生活困難層」では、小学5年生で 45.8%、中学2年生で 31.6%と少なくなっています。

公的機関への相談状況

		子どもが通う保育園、幼稚園、学校の先生			
		調査数	相談する	相談しない	無回答
			上段(人)	下段(%)	
小学5年生	全体	856	520	311	25
		100.0	60.7	36.3	2.9
	生活困難層	48	22	24	2
		100.0	45.8	50.0	4.2
中学2年生	全体	401	228	161	12
		100.0	56.9	40.1	3.0
	生活困難層	19	6	13	-
		100.0	31.6	68.4	-
小学5年生	中間層	140	81	55	4
		100.0	57.9	39.3	2.9
	非該当層	668	417	232	19
		100.0	62.4	34.7	2.8
中学2年生	全体	401	228	161	12
		100.0	56.9	40.1	3.0
	生活困難層	19	6	13	-
		100.0	31.6	68.4	-
小学5年生	中間層	67	37	27	3
		100.0	55.2	40.3	4.5
	非該当層	315	185	121	9
		100.0	58.7	38.4	2.9

調査結果

●緊急時に頼ることができる親せきや友人の有無は、全体では「いる」は小学5年生で 78.5%、中学2年生で 73.3%となっています。小学5年生の「生活困難層」では、「いる」は 70.8%と少なくなっています。

緊急時に頼ることができる親せきや友人の有無

		調査数	いる	いない	無回答
			上段(人)	下段(%)	
小学5年生	全体	856	672	158	26
		100.0	78.5	18.5	3.0
	生活困難層	48	34	11	3
		100.0	70.8	22.9	6.3
中学2年生	全体	401	294	102	5
		100.0	73.3	25.4	1.2
	生活困難層	19	15	4	-
		100.0	78.9	21.1	-
小学5年生	中間層	140	105	32	3
		100.0	75.0	22.9	2.1
	非該当層	668	533	115	20
		100.0	79.8	17.2	3.0
中学2年生	全体	401	294	102	5
		100.0	73.3	25.4	1.2
	生活困難層	19	15	4	-
		100.0	78.9	21.1	-
小学5年生	中間層	67	44	23	-
		100.0	65.7	34.3	-
	非該当層	315	235	75	5
		100.0	74.6	23.8	1.6

③子どもの生活習慣・学習の状況

調査結果

- 子どもの朝食の摂取状況として、「毎日食べる」は、小学5年生92.4%、中学2年生89.5%となっています。小学5年生の「生活困難層」では、「毎日食べる」は77.1%と少なくなっています。
- 毎食後の歯みがきの状況として、「必ずみがいている」は小学5年生21.7%、中学2年生27.4%となっています。小学5年生の「生活困難層」では、「必ずみがいている」は16.7%と少なくなり、「ほとんどみがいていない」が20.8%と多くなっています。

子どもの朝食の摂取状況

	調査数	毎日食べる	上段(人) 下段(%)				
			(週4~6日)食べる方が多い	(週1~3日)食べる方が多い	ほとんど食べない	無回答	
小学5年生	全体	856	791	38	18	6	3
	生活困難層	48	37	6	4	1	-
	中間層	140	125	4	8	3	-
	非該当層	668	629	28	6	2	3
中学2年生	全体	401	359	19	10	9	4
	生活困難層	19	17	-	1	1	-
	中間層	67	56	5	3	2	1
	非該当層	315	286	14	6	6	3

歯みがきの状況

	調査数	上段(人) 下段(%)						
		みがいている	みがいていない	みがいていない	みがいていない	わかからない	無回答	
小学5年生	全体	856	186	521	131	10	4	4
	生活困難層	48	8	30	10	-	-	-
	中間層	140	26	79	32	2	-	1
	非該当層	668	152	412	89	8	4	3
中学2年生	全体	401	110	228	53	2	4	4
	生活困難層	19	8	9	2	-	-	-
	中間層	67	14	45	4	1	2	1
	非該当層	315	88	174	47	1	2	3

調査結果

- 子どもが落ち着いて勉強できる環境が「ある」の割合は、小学5年生87.9%、中学2年生89.8%となっています。小学5年生の「生活困難層」では、「ある」は70.8%と少なくなっています。

落ち着いて勉強できる環境の有無

	調査数	上段(人) 下段(%)			
		ある	ない	無回答	
小学5年生	全体	856	752	94	10
	生活困難層	48	34	14	-
	中間層	140	110	28	2
	非該当層	668	608	52	8
中学2年生	全体	401	360	35	6
	生活困難層	19	16	3	-
	中間層	67	59	8	-
	非該当層	315	285	24	6

青少年を守り育成する家 登録件数及び登録割合

令和5年3月1日現在

	登録件数	登録割合
住宅	130	25%
店舗	297	58%
公共施設	89	17%
合計	516	100%

市町村 「規律ある態度」達成目標 (児童対象質問紙調査結果一覧) (別表1)

朝霞市教育委員会					小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	
○けじめのある生活ができる	1時刻を守る	①	登校時刻	学校	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
				朝霞市		91.1%	95.3%	88.5%	91.7%	95.7%	97.6%	95.9%	95.5%	
		県	0.0%	91.1%	95.0%	89.1%	91.9%	93.8%	97.7%	96.1%	96.3%			
		学校	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	朝霞市		86.2%	92.7%	90.7%	90.4%	95.1%	96.8%	97.6%	97.9%				
	県	0.0%	86.5%	94.0%	87.8%	90.9%	94.2%	96.9%	97.1%	97.6%				
	2身の整理整頓	③	靴そろえ	学校	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
				朝霞市		80.9%	89.1%	80.4%	78.4%	87.7%	90.4%	91.3%	94.7%	
県		0.0%	85.4%	91.3%	79.6%	82.1%	85.5%	89.1%	89.8%	92.3%				
学校		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
朝霞市		75.7%	81.8%	72.9%	70.0%	78.5%	71.1%	74.5%	81.6%					
県	0.0%	82.1%	85.8%	76.2%	76.7%	79.9%	77.1%	77.0%	80.8%					
○礼儀正しく人と接することができる	3をさすする	⑤	あいさつ	学校	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
				朝霞市		84.7%	85.5%	79.0%	74.7%	78.7%	80.3%	85.7%	86.5%	
		県	0.0%	83.7%	88.2%	75.8%	75.6%	77.7%	81.9%	81.7%	83.5%			
		学校	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	朝霞市		89.8%	93.4%	85.4%	84.8%	87.2%	89.6%	89.0%	91.3%				
	県	0.0%	89.1%	94.3%	85.5%	85.6%	86.1%	88.0%	86.6%	88.3%				
	4に葉て付づいけかぬいを身	⑦	ていねいな言葉づかい	学校	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
				朝霞市		85.6%	91.4%	83.4%	85.2%	90.3%	91.8%	91.5%	93.3%	
県		0.0%	86.6%	90.6%	82.3%	85.1%	87.7%	91.2%	90.5%	92.2%				
学校		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
朝霞市		90.9%	91.9%	82.6%	80.6%	84.1%	88.6%	89.6%	90.5%					
県	0.0%	90.7%	93.0%	81.8%	83.2%	83.5%	89.3%	88.1%	88.7%					
○約束やきまりを守ることができる	5り学を習守る	⑨	学習準備	学校	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
				朝霞市		74.9%	83.3%	77.4%	78.1%	85.8%	90.2%	92.4%	93.4%	
		県	0.0%	79.8%	89.4%	82.3%	84.6%	87.2%	91.9%	91.2%	92.5%			
		学校	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	朝霞市		90.7%	88.4%	75.2%	70.3%	75.2%	76.1%	74.3%	78.3%				
	県	0.0%	91.3%	90.0%	75.1%	74.5%	74.9%	77.2%	73.4%	76.7%				
	6り生を活守る	⑪	集団の場での態度	学校	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
				朝霞市		84.0%	89.8%	83.1%	79.7%	85.9%	92.4%	92.5%	95.3%	
県		0.0%	84.6%	90.6%	81.4%	81.9%	83.2%	92.6%	92.5%	94.6%				
学校		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
朝霞市		95.8%	96.0%	90.5%	88.6%	89.1%	87.8%	86.5%	85.7%					
県	0.0%	95.1%	95.9%	89.2%	87.6%	86.5%	85.8%	84.3%	85.8%					

※ 表中の数字は、質問紙調査で児童が「できる」(「よくできる」「だいたいできる」の合計)と回答した割合(達成率)

※ 網掛けは、80%以上

朝霞市立学校教職員 時間外在校等時間調べ（単位：時分／月平均）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
小学校平均	36:18	33:53	36:08	30:35
中学校平均	40:44	41:33	44:12	42:06
小中平均	37:46	36:27	38:49	34:35

※埼玉県・本市ともに、「時間外在校等時間 月45時間以内」「年360時間以内」の教員の割合を令和6年度末までに100%とすることを目標にしている。

朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(案)に関する
パブリック・コメント(意見募集)結果

令和5年3月
朝霞市

1. パブリック・コメント(意見募集)結果概要

(1) 内容	朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(案)について
(2) 募集期間	令和5年2月15日(水曜日)から令和5年3月17日(金曜日)まで
(3) 意見提出の対象者	<ul style="list-style-type: none">・市内在住・在勤・在学の方・市内に事務所・事業所を有する方(法人含む)・この案件に利害関係を有する方
(4) 公表した資料	朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(案)
(5) 意見提出者数及び意見数	4名、17件

2. 提出された意見及び意見に対する市の考えは、次ページ以降に掲載しています。

朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(案) パブリック・コメント(意見概要)

	意見の内容 (概要)	市の考え・対応	修正の有無
1	<p>人権を尊重して作り上げた制度案について意見を募集する理由がポジティブに感じられない。少数派に対する制度について、多数派の人はどう思いますか？と、聞く必要があるのか。人権は平等であるべきだが、事実として平等ではないからこそ、制度として守っていく必要がある。少数派に平等な人権を与えるのであれば、少数派に聞いて制定すればよく、多数派に置かれている権利を超えなければ、誰にも害はないと思う。変革期なので仕方はないが、平等とは区別をしないことだと思おう。現状では不平等なので平等にしますと言えばいいだけだと思います。制定案については、少数派が望む多数派が持つてくる権利を得られてるのであれば良いと思います。</p>		
2	<p>パートナーシップ制度の創設を検討下さり、誠にありがとうございます。方針として賛成いたします。私のパートナーが性的少数者に該当する者で、私たちは法的に結婚することができません。以前住んでいた自治体では既にパートナーシップ制度が存在しており、届出をしておりましたが、朝霞市に引っ越しと同時に返還となったため、朝霞市のパートナーシップ制度の創設を心待ちにしておりました。無事、パートナーシップ制度が創設された際には届出をしたいと考えております。個人的な理想としては、国が性的少数者の方々の権利を認め、少数者も包括するような結婚制度の整備を期待しておりますが、それが無い現状、各自治体でパートナーシップ制度という形でも、私たちの存在が可視化され、社会が変わっていくきっかけになると思っているため、とても有難いです。</p>	<p>本制度は、だれもが人生のパートナーや大切な人とともに家族として暮らすことができ、自分らしく活躍することを応援していくために導入するものです。 今後も、当事者の支援につながる取組や、市民の方々などに対して、多様な性についての理解が広がる取組を実施し、人権意識の向上に努めてまいります。</p>	無
3	<p>ファミリーシップについて他の自治体ではパートナーシップのみ言及されていることも多い中、ファミリーシップについても言及されており、素晴らしいと思いました。パートナー間だけでなく、子や親がいる家庭で公的な書類で家族と認められていることが証明できるのは心強いと考えます。</p>		
4	<p>本制度の目的、制度運営が明確でないため反対です。公金を入れるためには、その目的を明確にすべき。法律上で未だ明確になっていないものに、朝霞市として支援するのであれば目的や、その制度による朝霞市民に対するメリット、デメリットを明確にすべき。単に登録制度のような記載であるが、そのために公金を投入する意義が薄い。たとえ、登録制度といえ、その制度を運営するための人件費、システム費用、情報漏洩対策、情報維持など、多岐にわたる公金を費やすことになるのは明白である。ジェンダーフリーには賛成であるが、法的に明確でない制度を地方自治体が無理に作り運営するのは適切でないとする。公金使用はあくまで、朝霞市民へのメリットを明確にしてから開始すべき。</p>	<p>本制度は、だれもが人生のパートナーや大切な人とともに家族として暮らすことができ、自分らしく活躍することを応援していくため、当事者の方々からの届出に基づき、受領証明書等を交付する制度です。 法律上の権利・義務を生じさせるものではありませんが、性的指向や性自認により、生きづらさを感じている方々の抱える悩みや、困難の解消につながることで、また、多様な性への理解が広がるきっかけとなることなどがメリットであると考えております。 なお、現時点におきまして、デメリットは想定しておりませんが、他市での取組や対応等を参考にして、より良い制度となるように努めてまいります。</p>	無

朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(案) パブリック・コメント(意見概要)

	意見の内容 (概要)	市の考え・対応	修正の有無
5	<p>もし、このような制度を運営するのであれば、未だ手つかずの少子化問題の対策に公金を使用すれば、朝霞市民ひいては日本国民にも有意義であり、優先されるものと考え。このような制度がどのような経緯でできたのが、明確でないが、公金投入の順番が間違えている。未だ就業できない者もいる中で、例えば、就業機会の増加として、この制度を離職者が新たに正社員(公務員)となる機会として活用するとかがあれば、制度の意義も出てくると考える。既存の人員、環境をうまく利用するのも明確でなく、お役所仕事と考えざるを得ない。</p>	<p>本制度を創設する背景等につきましては、令和元年第1回市議会定例会において、「朝霞市におけるパートナーシップの公的認証および性的少数者に関する諸問題への取り組みに関する請願」が採択されました。本市ではこれまでも、女性、子ども、高齢者等に係る様々な人権問題については、取り組むべき重要な施策として、周知啓発など様々な取組を行ってきました。また、昨年7月、埼玉県にて「性の多様性を尊重した社会づくり条例」が施行され、近隣市の和光市では、本年1月から「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」が開始されました。</p>	無
6	<p>こういった、応援制度自体はとても良いもので、基本的に賛成の立場です。しかし、その対象になる方が限定的であるならば、その明確な理由が必要だと考えています。法的な権利や義務が発生しないもので、現時点の制度で大きな問題が起きないと理解していますが、なんらかの蟻の一穴になり、将来的に特定の対象者へのなし崩し的な権利化にならないような運用を希望します。</p>	<p>このような背景などを踏まえ、予めから導入に向けて連携を図ってきた新座市、志木市との協議を経て、本市におきましても両市と足並みをそろえて、制度を開始することといたしました。</p>	無
7	<p>生計を共にしているが婚姻関係にはなれない、という環境、状況のに関しては、同性、親族内、未成年同志、内縁、DVなど被害者、病気、家族離散など様々な形かつ事情の中、懸命に生活を営んでいる方がいらっしゃると思います。その中で、性的少数者、性的指向、性自認に限定した形で、本制度を開始する背景、狙いがわかりません。</p>	<p>今後も、当事者の支援につながる取組や、市民の方々などに対して、多様な性についての理解が広がる取組を実施し、人権意識の向上に努めてまいります。</p>	無
8	<p>性的少数者、性的指向、性自認の方に関してのみ、この制度が必要になるほどの困難や問題があった事例が、朝霞市でこれまでどの程度あったのでしょうか？日本では憲法上でも平等が保証されており、他国に比べても寛容な社会と考えています。性的少数者、性的指向、性自認の方に限定するとすれば、何かしらの問題があったのだと思いますので、そのあたりを理解したいです。</p>	<p>性的少数者の方は、周囲の理解不足による差別や偏見から学校、就労、医療、福祉など様々な場面で困難を抱えていると言われております。法律上の権利・義務を生じさせるものではありませんが、性的指向や性自認により、生きづらさを感じている方々の抱える悩みや、困難の解消につながるための取組として、一人ひとりが互いの人権を尊重し、だれもが自分らしく生きられるよう、市として応援していくため、本制度を創設するものです。</p>	無
9	<p>法律上の権利、義務が発生しないにも関わらず、本制度によって自分らしく生きられると考えた背景はなんですか？</p>		無
10	<p>パートナーシップ、ファミリーシップという表現を押し出しながら、「家族として」と文言をこの部分にだけ入れているのは、どのような意図でしょうか？家族自体が法的に定義が曖昧のため、家族という表現で何を想定したのかが知りたいです。</p>	<p>パートナー関係にあるお二人、生計を同じくする子どもや親等も含めて、対象者の関係性を「家族」として、日常生活において継続的に協力し合う関係を想定しております。</p>	無

朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(案) パブリック・コメント(意見概要)

	意見の内容 (概要)	市の考え・対応	修正の有無
11	<p>パートナーシップ制度は、法的な拘束力はないため婚姻関係とは比べ物になりませんが、たとえば、数年前に当時住んでいた自治体のパートナーシップの証明書を提出することで、生命保険の受取人にパートナーを指定することができました。このように民間企業によってはパートナーシップ制度を活用して下さる企業が少しずつ増えているようです。最近、パートナーが病院に運ばれた時に手術の同意を私ができるかどうか、最期の付き添いができるかどうか等、不安に思っています。パートナーシップ制度が創設された際には、病院へのパートナーシップ制度の周知啓発もお願いできれば幸いです。</p>	<p>本制度は、市民や関係機関、事業者の理解と協力のもと、実施していく必要があると考えており、病院等も含めて、周知啓発に努めてまいります。</p>	無
12	<p>二人が市内に住所を有している方が対象とありますが、一方のみが朝霞市在住の場合はなぜ対象にならないのでしょうか。別々の自治体に住んでいる方でパートナーシップを申請したいと思っている方についてはどのように考えられているのかが気になります。例えばそれぞれの自治体にてパートナーシップを申請可能だとして、何か問題が発生するのでしょうか。やむを得ない事情で住所を一緒にせず、パートナーどうしが別々の自治体に住んでいる場合は容易に考えられると思います。これは結婚の場合も同様です。本要件については再検討、もしくは検討の経緯を開示して頂けると有難いと思っています。</p>	<p>対象要件については、届出を行う際、他の方とパートナー関係にないことが前提にあります。一方が朝霞市民でない場合、その方が他の人とパートナーシップ制度を結んでいた場合の確認をすることが難しいものと考えます。本制度を実効性の高いものにするためにも、市内在住(転入予定者含む)を要件として求めています。 なお、本制度については、現在、近隣市との連携を検討しており、ご指摘の点について、今後、近隣市と協議してまいりたいと考えております。</p>	無
13	<p>居住している方に対して交付するのは理解できますが、朝霞市に居住していない人に対して3か月以内の居住を条件に届け出を認めないという理由はなんですか？私見としては、市内居住者のみの交付が良いと思います。</p>	<p>本市に転入を予定されている方は、朝霞市民の方と同様にすべきと考えております。賃貸借契約書の写しや転出証明書など、本市への転入予定が確認できる書類を必要書類としますが、住民登録をされるまでには、一定程度の期間が必要と考えられることなどから、3か月以内を要件としています。</p>	無
14	<p>通称の併記を認めるとすると、対象に外国籍の方または帰化した方と想定していると思いますが、パスポート、在留資格などの確認が含まれないのはなぜですか？</p>	<p>通称の併記については、性別違和等(自己の身体の性別に違和感を持つこと等)の理由により、通称名を希望される方や、外国籍の方を想定しておりますが、いずれも、日常生活において通称を使用していることが確認できる社員証や、パスポート、在留カードなどを提示していただきます。</p>	無

朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(案) パブリック・コメント(意見概要)

	意見の内容 (概要)	市の考え・対応	修正の有無
15	性的指向、性自認などの変更については、どのように確認、対応する予定でしょうか？	パートナーシップの解消や、本制度の要件を満たさなくなったときなどについては、ご本人からの申出に基づき、届出受領証明書等を返還していただく手続きを行っていただきます。	無
16	虚偽に関しては、どのように市は確認するのでしょうか？住民票でわかる虚偽であれば確認可能と考えますが、それ以外はどのように対処するのでしょうか？	虚偽に関しては、届出時の本人確認や、要件確認をしっかりと行うため、届出時において、お二人そろっての来庁を必要とします。なお、虚偽であることが判明した場合、個人情報を伏せた上で、交付した届出番号を公表する場合があります。	無
17	法律上の権利、義務が発生しないにも関わらず、「当事者の住所移動に伴う制度に係る手続きの負担軽減」を検討しなくてはならないほどの負担の存在とは、どのような状況を想定しているのでしょうか？	住所移動に伴う制度に係る手続きの負担については、証明書の返還手続きや再度の届出などの手順のみならず、精神的な負担が伴うことも想定しています。	無